

**観光キャッチフレーズ「おいでませ ふくの国、やまぐち」  
シンボルマーク「ふくだるま」エアー着ぐるみ貸出要領**

**1 目的**

この要領は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が所有する観光キャッチフレーズ「おいでませ ふくの国、山口」のシンボルマークである「ふくだるま」のエアー着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定める。

**2 貸出物品**

着ぐるみ及びその装備品（以下「着ぐるみ等」という。）とする。

**3 貸出対象者**

県、県内各市町及び関係各機関・団体、教育機関のほか、観光連盟が適当と認めるものとする。

**4 貸出方法**

- (1) 着ぐるみ等の借り受けを希望するもの（以下「借用者」という。）は、借受申請書（別紙1）を観光連盟に提出するものとする。
- (2) 貸出の予約については、貸出を希望する日の3か月前から受け付けるものとする。  
ただし、観光連盟が適当と認める場合については、この限りではない。
- (3) 観光連盟は、(1)による申請が適当と認められるときは、借用者に対し着ぐるみ等を貸し出すとともに、貸出台帳（別紙2）により管理するものとする。
- (4) 貸出頻度は月1回を原則とし、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。ただし、貸出受付後であっても、観光連盟の都合により他に優先して使用する必要が生じた場合は、その貸出を取り消す場合がある。
- (5) 借用者は、原則として、着ぐるみ等を観光連盟から直接受け取り、直接返却するものとする。やむを得ず、業者等に運搬を依頼する場合、その費用はすべて借用者の負担とする。
- (6) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。

**5 貸出期間**

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

**6 貸出料金**

無料とする。

**7 損害賠償**

- (1) 借用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、借用者の負担により賠償させるものとする。
- (2) 着ぐるみ等を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、観光連盟は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

**8 留意事項**

- (1) 借用者は、着ぐるみ等を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。

- (2) 借用者は、着ぐるみ等を使用して山口県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる活動をしてはならない。
- (3) 借用者は、着ぐるみ等を使用して法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借用者は、着ぐるみ等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (5) 借用者は、着ぐるみ等を個人的に使用してはならない。
- (6) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借用者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについて、注意事項（別紙3）により取り扱わなければならない。
- (8) 観光連盟は、借用者が（1）～（7）の事項に違反し、かつ是正される見込がないと認めるときは、使用を禁止し、貸出を取り消すことができる。  
また、使用を禁止し、貸出を取り消した場合、借用者に損害が生じても、観光連盟はその責を負わないものとする。
- (9) その他この要領に定めのない事項は、借用者と観光連盟が協議して決定する。

## 9 申請・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1 県庁8階  
山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内  
一般社団法人山口県観光連盟  
TEL 083-933-3170  
メール kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

## 附則

この要領は、令和7年2月19日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

## 着ぐるみ等の使用上の注意事項

貸出要領及び注意事項を厳守ください。不正な使用方法が発覚した場合、次回からの貸出をお断りすることがあります。

### 1 使用前

(1) 「ふくだるま」エアー着ぐるみ取扱説明書を熟読のこと。

### 2 着脱時

(1) 着脱は、必ず備え付けの床敷シート（ブルーシート）上で行い、更衣室を確保するなど関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。

(2) 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖長ズボンを着用すること。（併せて手袋も使用した方が望ましい。）

(3) 着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（活動するときも同様。）

### 3 活動時

(1) 当日の会場の状況、体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。

(2) 会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。

(3) 雨雪時は使用を控えること。

使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止し、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。

(4) 視界が狭いため、活動の際は誘導者を必ず1名以上付けること。

(5) 歩幅がかなり狭いため、階段や急こう配のある動線は避けること。

(6) 幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すことは避け、転倒にも十分注意すること。

(7) 「ふくだるま」のイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。また、活動時は声を出さないこと。メッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が代弁するかたちで伝えること。

(8) 誘導者は、着ぐるみをたたいたり、チャックを開けたりする人がいた場合は、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。

(9) 控室での写真や着替え途中の撮影は厳禁であること。

### 4 使用後

(1) 消臭スプレー（無臭）等を使用し、風通しの良い場所で、十分に乾燥させること。

(2) 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。

(3) 屋外で使用した際は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。

(4) 破損したり部品を無くした場合は、速やかに観光連盟に申し出ること。

### 5 その他

(1) 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。

(2) 十分に入る大きさの車（ライトバン、ワゴン車等）で、搬入・搬出、移動を行うこと。

(3) 身長165cm以下の着用が標準仕様であり、破損等の恐れがあるため、長170cm以上の人は着用しないこと。